

吹田市健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議設置要領

(目的)

第1条 本市が実施する北大阪健康医療都市における健都イノベーションパーク利用事業によって、健都イノベーションパークへ進出する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、健都イノベーションパーク利用事業事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募に使用する募集要項等に関する事項
- (2) 事業者を選定するための評価項目に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 選定会議は、総務部長、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、健康医療部長、都市計画部長及び学校教育部長で構成する。

- 2 委員の選任期間は、選任された日から、1事業者の募集に係る選定が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の残りの選任期間とする。
- 3 委員は、再度選任することができる。

(委員長)

第4条 選定会議に委員長を置き、健康医療部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、会議を招集する時間的余裕がない場合又は議案が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面等を委員等に回付し、意見を求めること又はその

賛否を問うことにより、選定会議の会議に代えることができる。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、健康医療部健康まちづくり室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

委 員 名 簿

選定会議委員		
	補 職	氏 名
委 員 長	健康医療部長	岡松 道哉
委 員	総務部長	山下 栄治
委 員	都市魅力部長	脇寺 一郎
委 員	児童部長	道場 久明
委 員	福祉部長	梅森 徳晃
委 員	都市計画部長	清水 康司
委 員	学校教育部長	井田 一雄